

第9回富士市まちづくり活動推進条例検討会議

日 時：平成27年5月15日(金)19:00～

場 所：市庁舎8階政策会議室

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 委員長挨拶

4 議 事

(1)項目の検討

※参考:(仮)富士市まちづくり活動推進条例の構成(案)(資料No.1)

・項目 9:まちづくり協議会と市の役割分担(資料No.2)

・項目10:まちづくり協議会に対する市の支援(資料No.3)

・項目12:諮問機関(資料No.4)

・項目 1:前文(資料No.5)

5 その他、連絡事項

・今後のスケジュールについて(資料No.6)

6 閉 会

【 (仮)富士市まちづくり活動推進条例の構成 (案) 】

1 前文

(内容) 本市の地区まちづくり活動の歴史と、条例制定に至る背景等について示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 富士市のこれまでのまちづくり活動の評価
- ・ 地区まちづくり活動の自主性
- ・ 地区住民の参加と協働の促進
- ・ 世代、性別の垣根を超えた参画
- ・ 次世代育成、若者の参画
- ・ 将来課題への対応(少子高齢・人口減少、地方分権推進等)
- ・ これからの地域コミュニティのあり方 など

2 条例の目的 (第1条)

(内容) この条例は何のために制定され、どんな内容が謳われた条例なのかを示します。

《条文案》

この条例は、市民等による主体的な地区まちづくり活動を尊重し、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、地区まちづくり活動の基本理念や、まちづくり協議会の設置、市の支援等を定め、市との協働のまちづくりを推進することで、未来にむかって、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする。

3 用語の定義 (第2条)

(内容) 条例の中で使われる基礎的な言葉の意味を定義します。

《条文案》

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域をいう。
- (2) 市民等 市内において、居住する人、事業を営む人並びに働く人、学校に通学する人、及びこれらの人で組織する団体をいう。
- (3) 地区まちづくり活動 地区の市民等が、より活力ある明るい地区を作るため、お互いに協力し、自主的に活動することをいう。
- (4) まちづくり協議会 地区まちづくり活動を中心的かつ主体的に行うため、地区の市民等により構成された組織をいう。

4 地区まちづくり活動の基本理念(目標) (第3条)

(内容) 地区まちづくり活動を推進するにあたり、根幹となる考え方や目標を示します。

《条文案》

地区まちづくり活動は、市民等の自発的かつ主体的な取組によって推進する。

- 2 地区まちづくり活動は、市民等が等しくまちづくりの担い手として、その活動に参画する権利を有するものとして推進する。
- 3 地区まちづくり活動は、市民等と市が対等な関係で、それぞれの活動を尊重するとともに、お互いの役割を理解して推進する。

5 まちづくり協議会の設置 (第4条)

(内容) まちづくり協議会の地区まちづくり活動における位置づけについて示します。

《条文案》

各地区にまちづくり協議会を置く。

2 まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件を満たすよう努めるものとする。

- (1) 地区の市民等で構成された組織であること。
- (2) まちづくり協議会を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
- (3) まちづくり協議会の役員は、その構成する市民等の意思に基づいて承認されていること。
- (4) 構成する市民等が、地区の将来像を共有し、計画的な事業運営を進めるため、まちづくり行動計画が策定されていること。

6 市民等の役割 (第5条)

(内容) 市民一人ひとりが、地区まちづくり活動を推進するためにできることを示します。

《条文案》

市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、自らの地区に関心を持つとともに、地区の発展に向けた取組に、参画するよう努めるものとする。

7 市の役割 (第6条)

(内容) 市が、地区まちづくり活動を推進するためにできることを示します。

《条文案》

市は、第3条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の実施にあたり、市民等の意見の反映に努めるものとする。
- 3 市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進できるよう、施策に基づく必要な支援を行うものとする。

8 まちづくり協議会の役割（第7条）

（内容）まちづくり協議会の地区まちづくり活動における役割について示します。

《条文案》

まちづくり協議会は、地区まちづくり活動の活性化に向け、地区の特性を活かした主体的な活動を推進するものとする。

- 2 まちづくり協議会は、地区課題の解決に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 まちづくり協議会は、市民等が参画しやすく、透明性の高い運営に努めるものとする。
- 4 まちづくり協議会は、持続可能な地区まちづくり活動に向けて、次代を担う人材育成に努めるものとする。
- 5 まちづくり協議会は、地区内の市民等の交流を通じて絆づくりを進めるとともに、地区内外で活動する団体や組織との相互連携に努めるものとする。

9 まちづくり協議会と市の役割分担（第8条）

（内容）地区まちづくり活動を推進するにあたり、まちづくり協議会と市の関係性を示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 自助、共助、公助の仕組み
- ・ 補完性の原理
- ・ 対等の原則 など

10 まちづくり協議会に対する市の支援（第9条）

（内容）まちづくり協議会に対する市の支援のあり方について示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 人材育成
- ・ 財政支援、技術的支援 など

11 まちづくり協議会の活動拠点（第10条）

（内容）まちづくり協議会の活動拠点について示します。

《条文案》

まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。

12 諮問機関（第11条）

（内容）市の地域コミュニティ活性化施策に対して、第三者的立場から調査、提言する組織を設置することについて示します。

《例》・市の取組への評価、提言 など

項目9：まちづくり協議会と市の役割分担

<事務局条文案>

まちづくり協議会は、地区まちづくり活動を推進し、市は、まちづくり協議会が解決できない課題について補完するものとする。

※前回案

まちづくり協議会と市との役割分担は、自助・共助・公助の原則に基づいて行わなければならない。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例 (役割分担)第6条

地域コミュニティ運営協議会と市との役割分担は、「補完性の原理」(身近な困りごとや課題はまず個人や家庭で解決を図り、個人でできないことは行政区や地域コミュニティなどで解決を図るものとする。さらに組織でも困難な場合は市やその他の行政機関に要望して解決を図るという考え方をいう。)に基づくものとする。

②松山市地域におけるまちづくり条例 (役割分担)第6条

まちづくり協議会と市との役割分担は、自助・共助・公助の原則に基づいて行わなければならない。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

※該当項目なし

④豊中市地域自治推進条例 (地域自治の原則)第4条

地域自治は、次に掲げる原則に即して推進されるものとする。

- (1) 自主性の尊重と対等の原則 一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動することを尊重するとともに、地域住民が互いに対等な立場で取り組むこと。
- (2) 民主性の原則 民主的に定められた規約等にとり、民主的な手続により取り組むこと。
- (3) 地域資源尊重の原則 地域の歴史、文化、景観、活動その他の地域の資源を尊重し、当該地域の特性に応じて取り組むこと。
- (4) 補完性の原則 地域住民が協力、連携及び相互支援を図りながら地域の課題の解決に向けた取組を行うとともに、市がその取組に必要な施策を実施すること。
- (5) 情報共有・参画・協働の原則 地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むこと。

⑤越前市地域自治振興条例 (事務の委任)第6条

市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、自治振興会を代表する者に対し、事務の一部を委任することができる。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

(運営協議会との行政サービスの協働)第42条

市及び運営協議会は、行政サービスの協働を行うよう努める。

- 2 行政サービスの協働を行うに当たっては、より多くの分野において行政サービスの協働が行われるよう、市及び運営協議会は互いに連携し、理解を深めながら、行政サービスの協働の分野の拡大及び創出に努める。

項目 10 : まちづくり協議会に対する市の支援

<事務局条文案>

市は、第6条第3項に基づき、まちづくり協議会に対して、次の各号の掲げる支援を行うものとする。

- (1) 予算の範囲内において、地区まちづくり活動に対する財政的支援をすること。
- (2) 地区まちづくり活動の担い手づくりのための人材育成を支援すること。
- (3) 地区まちづくり活動を進めるための必要な情報を提供すること。
- (4) 地区まちづくり活動の拠点となる**において、事務局機能の充実に向けた支援をすること。**~~場の充実を図ること。~~

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（認定地域コミュニティ運営協議会への支援等）第11条

市は、認定コミュニティ運営協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は認定地域コミュニティ運営協議会が策定した地域計画の実現のために必要があると認めるときは、当該認定地域コミュニティ運営協議会に対し、技術的・人的支援その他の措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。

②松山市地域におけるまちづくり条例（認定まちづくり協議会への支援等）第11条

市は、認定まちづくり協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は認定まちづくり協議会が策定したまちづくり計画の実現のために必要があると認めるときは、当該認定まちづくり協議会に対し、技術的支援その他の措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

（財政上の措置）第7条

本市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等）第9条

本市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。

（地域自治を担う住民組織等への専門家の派遣）第10条

市長は、地域自治を担う住民組織及び地域自治を担う住民組織を結成しようとする団体の求めに応じ、地域活動の企画及び運営、地域自治を担う住民組織の結成その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの団体に対して助言を行う専門家を派遣するものとする。

（地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置）第11条

本市は、地域住民、本市に転入しようとする者及び事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。

（顕彰）第12条

市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、功績があった事業者の顕彰に努めるものとする。

④豊中市地域自治推進条例

(市の支援)第8条

市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。

- 2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。

(推進体制の整備)第12条

市は、地域自治を総合的に推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置、市の組織内の連携確保その他必要な体制を整備すること。
- (2) 地域住民としての視点を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域住民と連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること。

⑤越前市地域自治振興条例 (市の役割) 第3条

市は、第1条の目的を達成するため、市が本来果たすべき役割を重点的に担い、地区の市民等にかかわる身近な課題解決のための活動はできる限り自治振興会にゆだねることを基本として、自治振興会との間で適切に役割を分担するとともに、自治振興会に関する施策の実施に当たっては、自主性及び自立性が十分に発揮されるように配慮しなければならない。

- 2 市は、自治振興会と、共に地域社会を支える当事者として積極的に協働関係を構築しながら、地域自治を推進するものとする。
- 3 市は、地域自治の振興に関する施策の実施について、必要な財政上の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

※特になし

項目 12 : 諮問機関

<事務局条文案>

地区まちづくり活動の活性化に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、富士市まちづくり活動推進審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、地区まちづくり活動の推進に関する事項について調査し、審議する。
- 3 審議会は、前項の規定による調査及び審議を行うほか、地区まちづくり活動に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 5 委員には、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) まちづくり協議会の代表者等
 - (2) 知識経験者
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例

※該当項目なし

②松山市地域におけるまちづくり条例 第4章 松山市地域におけるまちづくり推進委員会

(設置)第15条

地域におけるまちづくりの適正かつ円滑な推進を図るため、地域におけるまちづくりの推進のために必要な措置を講じることができる。

(所掌事項等)第16条

委員会は、市長の諮問に応じ、地域におけるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議する。

2 委員会は、地域におけるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)第17条

委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)第18条

委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) まちづくり協議会の代表者その他の役員
- (3) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 市長は、前項第3号に掲げる者のうちから委員を選任するときは、公募の方法により行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、連続して2期(前任者の残任期間は、1期とする。)を超えて再任されることができない。

(その他)第 19 条

第 15 条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例 第 3 章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(審議会)第 17 条

地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市地域コミュニティ活性化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)第 18 条

審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)第 19 条

委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 委員は、再任されることができる。

④豊中市地域自治推進条例

※該当項目なし

⑤越前市地域自治振興条例

※該当項目なし

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

第 5 章 宗像市市民参画等推進審議会

(宗像市市民参画等推進審議会の設置)第 45 条

市民参画、協働及びコミュニティ活動をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、宗像市市民参画等審議会を置く。

- 推進審議会は、第 16 条第 6 項、第 18 条第 3 項及び第 34 条第 2 項の規定により意見を求められている事項について意見を述べるとともに、実施機関の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) その他市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関し実施機関が必要と認める事項

- 3 推進審議会は、審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることが

できる。

- 4 推進審議会に専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

項目 1 : 前文フレーム案

第1フレーム

<これまでの議論のキーワード>

- ・これまでの富士市のまちづくり活動の評価
- ・富士市の地区まちづくり活動の独自性の尊重

第2フレーム

<これまでの議論のキーワード>

- ・組織運営・事業の継続性
- ・次世代の育成
- ・将来課題への危惧(少子高齢・人口減少等)

第3フレーム

<これまでの議論のキーワード>

- ・地区まちづくり活動の自主性の尊重
- ・将来課題への対応
- ・地区住民の参加と協働の推進
- ・世代、性別の垣根を超えた参画
- ・これからの地域コミュニティのあり方

第4フレーム

<これまでの議論のキーワード>

- ・条例制定の意図

<事務局前文案>

雄大な富士山の麓にいだかれた、わたしたちのまち、富士市における住民主体のまちづくり活動は、これまで多くの先人達の英知により、豊かに、そして、活発に行われてきました。

地区それぞれの特色を活かし、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、富士市の活力の源になりました。

今を生きるわたしたちには、この活力ある本市のまちづくり活動を、次の世代へと確実につなぎ、まちの未来を明るく、魅力あふれるものにしていく務めがあります。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来や、ライフスタイルの多様化などから、人と人の距離が離れつつあり、市民の地域への関心も薄れていくことが危惧されています。

このような中、今一度、わたしたちが築き、享受してきた本市の地区まちづくり活動と向かいあい、「地域の課題は、地域が解決する。」という自主、自立の精神の下で進める活動の意義を見つめなおし、地区と行政が連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことがますます重要となってきました。

また、今後、わたしたちが様々な地域課題や社会的な課題に直面したとしても、変わらない元気な活動を進めていくためには、市民一人ひとりが地域のことを他人事にせず、年齢や性別、世代、あるいは団体や組織等の垣根を越え、誰もがお互いを尊重し、それぞれの違いを活かして、地域のために力を合わせていくことが必要となります。

このため、わたしたちはここに、富士市における住民主体の地区まちづくり活動の理念を共有し、市民誰もが生き生きと、誇りを持って、地域の今、そして未来のため活躍できる、持続可能な地区まちづくり活動の推進に向けて、この条例を制定します。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例

嬉野市を取り巻く社会環境は、少子高齢化、財政難及び未曾有の不況などにより厳しいものがあり、地球温暖化による環境に関する意識の高まり、災害時における地域の役割への期待の増大等により、市民生活における課題が今後ますます山積していくことが予想される。

安全・安心に心豊かに暮らすことができ、住んでよかった、住み続けたいと思える嬉野市の実現のためには、市民生活上の身近な地域における課題を解決していくことが、最も重要でありその効果を実感できることだと考える。そのためには、地域のことを最もよく知るその地域の住民自身が、課題を把握し、それをどのように解決すれば効果及び満足度が最も高いのかをみんなで話し合い確認しなければならない。

課題解決については、住民自身が自分たちでできることは自分たちで行う意識を持ち、必要に応じて行政と協働して取り組んでいくことが求められており、そのためには、小学校区程度を範囲とする新たな住民組織を設け、既存団体の活動の活性化及び従来の組織や活動では取り組みにくかった課題についても自主的に解決を図ることができる仕組みづくりが必要である。

ここにまちづくりの主役である地域住民が自主・自律の精神の下「地域コミュニティ」に集い、住民同士の結び付き及び団体間の連携を強化し、長期的展望に立ち住みよい地域づくりを組織的かつ計画的に実現していくためにこの条例を制定する。

②松山市地域におけるまちづくり条例

本格的な地方分権時代を迎え、松山市が、魅力ある都市づくりや個性ある地域づくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、協働してまちづくりに取り組むことが大切である。

市民は、自助・共助・公助の原則に基づいて、身近な地域の公益活動を行政と分担し合い、地域コミュニティの一層の連携と結束を図りながら、まちづくりに自発的に取り組むよう努めることが必要である。

また、行政は、まちづくりの主役は市民であるという理念の下、市民自らが主体的にまちづ

くりを進めることができる環境づくりに努め、可能な限り、権限と財源と責任を地域コミュニティへ移譲していかなければならない。

ここに、地域コミュニティが一定の裁量を持ち、自己決定、自己責任による、まちづくりに取り組めるよう、地域分権型社会の実現を目指し、この条例を制定する。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化の推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。

④豊中市地域自治推進条例

※前文なし

⑤越前市地域自治振興条例（自治振興会の名称及び事務所の位置等）第8条

※前文なし

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

このまちで豊かな、生きがいのある暮らしをしていくことは、私たち宗像市民みんなの願いです。

その暮らしが実現できるまちをつくっていくことは、私たち宗像市民みんなの権利であり、務めでもあります。

まちづくりを自分たちが考え、決定し、行動し、責任を持つ。そんな新たな時代に私たちは生きようとしています。地方分権から地域分権への流れを、宗像らしい住民自治というかたち

で実現させることができるか、地域分権の担い手としての私たちの力量が問われる時代でもあります。

いま、私たちはここに「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を定めます。まちづくりの仕事に主体的にかかわっていくことは私たちの権利であることを確認するとともに、行政や他の市民と力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組もうという宣言です。そのために必要なルールや仕組みをつくろうとする新しい挑戦でもあります。

私たちはここに掲げた市民参画、協働、コミュニティ活動のいずれも力強く推進しなければなりません。そのために行政と対等の立場で連携し、相互信頼のもとに協力し合うことが求められます。同時に、市民同士が目的を共有しながら結び合うことも大切なことです。

宗像市ではすでに多様なボランティア団体などの活動実績があり、それぞれの分野で役割を担ってきました。新しい手法によるまちづくりの土壌は育ちつつあるといえるでしょう。

折りしも、市町村合併によって新しい宗像市が誕生しました。歴史や文化、地域の特性が異なるもの同士の結びつきは、その違いを認め合い、尊重し合うことによって、より高い成果を手にすることができるはずです。

この条例に魂を入れるためには、私たち市民が自らの責任において発言し、実践することが肝心です。しなやかに考え、果敢に決め、活発に行動し、確実に責任を持つという自律的な市民の存在こそが、この条例をまちづくりの新たな起爆剤として活かす鍵であるということです。

市民の日々の暮らしの中に、この条例の理念と手法がしっかりと根づいていくことを願ってやみません。

富士市まちづくり活動推進条例検討会議スケジュール(案)

資料No. 6

平成25年度～平成28年度

月	まちづくり活動推進条例検討会議		内 容
	開催内容	会 場	
H26. 3月	第1回検討会議(3/4)	市庁舎8階政策会議室	○委嘱状交付○条例に関する情報共有
4月	第2回検討会議(4/24)	市庁舎8階政策会議室	○意見集約○要点確認
5月			
6月	第3回検討会議(6/3)	市庁舎8階政策会議室	○条例フレーム案検討
7月			
8月	第4回検討会議(8/25)	市庁舎8階政策会議室	○条例フレーム案検討
9月	高校生との意見交換会(9/8)	富士市立高校 2階会議室	富士市のまちづくりについて、高校生との意見交換
10月	第5回検討会議(10/21)	市庁舎8階政策会議室	○条例骨子案・条文検討
11月			
12月	第6回検討会議(12/5)	市庁舎8階政策会議室	○項目ごと条文検討
H27. 1月			
2月	第7回検討会議(2/19)	市庁舎8階政策会議室	○項目ごと条文検討
3月			
4月	第8回検討会議(4/10)	(仮)市庁舎8階政策会議室	○項目ごと条文検討
5月	第9回検討会議(5/15)	(仮)市庁舎8階政策会議室	○条例骨子案・前文検討
6月	タウンミーティング (市内3エリアで開催)	中・東エリア：00まちづくりセンター 南・西エリア：00まちづくりセンター 北・北西エリア：00まちづくりセンター	○条例の検討状況(条例骨子案等)を報告
	第10回検討会議(6/上)	(仮)市庁舎8階政策会議室	○条例前文検討
			総務課との協議
7月	第11回検討会議(7/上)	(仮)市庁舎8階政策会議室	○条例素案確認
	第12回検討会議(7/下)	(仮)市庁舎8階政策会議室	○条例素案確定
			総務課との協議
8月			8/中：例規審査委員会
9月			定例部長会
			総務市民正副委員長打合せ
			副市長との打合せ
			総務市民委員会協議会
10月			パブリックコメント実施 10/15 ～ 11/15
11月			定例部長会議
			総務課と協議
12月			総務課と協議
H28. 1月			1/中：例規審査委員会
2～3月			2月定例会へ上程
			総務市民委員会
			議決
4月			制定・施行